

平成22年6月15日

議員各位

議長 吉川 茂樹

本日、市長から下記のとおり報告がありましたので、お知らせいたします。

和泉総 第37号

平成22年6月15日

和泉市議会議長

吉川 茂樹 様

和泉市長 辻 宏康

(公印省略)

上伯太線道路整備事業に係る松尾寺グラウンドの仮設整備に関する
損害賠償請求について（報告）

標記の件につきましては、平成22年6月10日付け公民危第11号「上伯太線道路整備事業の取組み状況について（報告）」の中で、「住民訴訟の状況をふまえ、請求対象者、請求額について早急に対応してまいりたい」旨のご報告を申し上げた次第ですが、下記のとおり対応してまいることといたしましたので、改めてご報告申し上げます。

なお、本件につきまして、報道関係に対しましても本日発表いたしますので、併せてご報告申し上げます。

記

本市の上伯太線道路整備事業対策委員会全容解明チーム、法的措置チームが平成22年3月に作成提出した「上伯太線道路事業に係る調査結果（報告書）」（以下「報告書」という。）では、前市長に松尾寺グラウンドを仮設整備したことについて損害賠償責任があるが、職員については、「仮設グラウンドに多額の

費用を投じたことは、市長を適切に補助する立場にある職員にも全く責任がないとは言えない。」としつつ、「適切な判断や対応ができなかったことを賠償責任を負う過失とまで捉えるべきではないとの認識に立ち、関係職員に対しては、損害賠償請求を行うというよりも、地方公務員法上の懲戒処分に対応すべきである。」との報告を受けました。

しかし、今般、本市は、井坂善行氏（前市長）、松田孝氏（前副市長）、金谷博文（都市デザイン部前部長）及び西中重喜（都市デザイン部前次長・課長事務取扱）の4名に対し、連帯して、松尾寺グラウンドを仮設整備したことによる損害の賠償請求をすることとし、本日、請求書面を発送することといたしました。

前市長以外の関係者に対しても賠償請求を行うこととした理由、損害賠償請求金額等については別紙のとおりです。

なお、林和男氏（前副市長）については、本件に関し誰からも相談等はなかったことを本人に確認をしております。

【別 紙】

1 前市長以外の関係者に対しても賠償請求を行うこととした理由

報告書提出後に行われた住民訴訟（大阪地方裁判所（行ウ）第37号損害賠償請求事件）の第1回口頭弁論期日において、前市長及び前副市長は訴訟に補助参加したものの、都市デザイン部の前部長及び前次長（課長事務取扱）は、補助参加するには至らなかった。

その後、去る6月11日に第2回口頭弁論が行われたが、前部長及び前次長は依然として補助参加していない状況であり、前市長及び前副市長からの答弁も、事案の内容に関する言及がない状況である。さらに、今後も住民訴訟特有の訴訟要件である財務会計行為の特定に関する議論が続く可能性があり、いつの時点で事実経過に関する反論がなされるのか定かでない。

一方、住民訴訟の口頭弁論期日第1回から第2回までの間に、住民訴訟の追行を委任した弁護士により前部長以下都市デザイン部の当時の関係者に対する聴取が行われた。しかし、前部長及び前次長から前市長ないし前副市長に対し、「松尾寺グラウンドの仮設整備をすることについて事前に方針説明して了承を得た」こと以外の事項（費用、手法、途中経過について報告、説明、相談をしたこと、ないし了承を得たこと）について、明確な回答が得られなかった。

このため、仮設整備の方針を決めたことについての責任及び監督についての最終責任が前市長にあるとの評価は、既に提出した前記報告書の結論と同様であるが、さらに、市長を補助すべき立場にあった、当時の担当部の部長、次長（課長事務取扱）及び同部を所管した前副市長についても、適切な確認、報告ないし助言をしたことの確認が取れない以上、賠償責任がないということとはできないと判断するに至った。関係者から明確な回答が得られない現状のもとでは、補助すべき立場にあった幹部ないし管理職である前副市長、前部長及び前次長（課長事務取扱）をも賠償請求の相手方とし、財務会計行為の特定を訴訟要件としない本市からの請求を速やかに開始することが事案の早期解明にも資すると判断した。

2 損害賠償請求額

別紙のとおり、松尾寺仮設グラウンド整備の工事に伴って支払われた費用に、松尾寺仮設グラウンド敷地を無償使用したことに伴って課税免除せざるを得なかった固定資産税・都市計画税相当額を加算する一方、王子グラウンドの残地を工事ヤードとして使用しながら支払を要しなかった借地代相当額を控除して、金45,668,120円とすることとした。

3 損害賠償の支払期限

平成22年7月15日とした。

上記損害賠償額全額の支払がないまま、この期限を経過した場合には、損害賠償請求の訴えを提起すべく、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会に訴えの提起に係る議案を上程することとしたい。

以上

松尾寺仮設グラウンド損害額について

損害賠償請求額(A-B)	45,668,120 円
--------------	--------------

A 算定に入れる金額	58,876,070 円
松尾寺グラウンド整備費用	52,845,450 円
グラウンド貸借中の固定資産税・都市計画 税相当額(平成20年度分)	3,055,600 円
グラウンド貸借中の固定資産税・都市計画 税相当額(平成21年度分)	2,975,020 円

B 控除する金額	13,207,950 円
王子グラウンド借地料	13,207,950 円